

会 議 名	第1回港区三光学童クラブ運営事業候補者選考委員会
開 催 日 時	令和元年9月24日（火）11時20分から12時まで
開 催 場 所	高輪地区総合支所4階会議室
委 員	出席者 5名 阿部委員、秋山委員、岩崎委員、野澤委員、野上委員
事 務 局	高輪地区総合支所管理課施設運営担当 永吉、出口
傍 聴 者	なし
会 議 次 第	1 開会 2 委員委嘱 3 委員の紹介 4 委員長、副委員長の選出 5 議題の審議 議題1 公募要項（案）について 議題2 第一次審査・第二次審査（審査方法、選考基準）について 6 今後のスケジュール 7 閉会
配 付 資 料	[席上配布] 資料1 港区三光学童クラブ運営事業候補者選考委員会設置要綱 資料2 港区三光学童クラブ運営事業候補者選考委員会委員名簿 資料3 港区三光学童クラブ運営事業候補者募集要項（案） 資料4 選考の進め方（審査フロー図） 資料5 審査方法について（案） 資料6 第1次審査表（案） 資料7 第2次審査表（案） 資料8 施設平面図 資料9 港区三光学童クラブ運営事業候補者選考スケジュール
会議の結果及び主要な発言	
	1 開会 2 委員委嘱（委嘱状の交付） 3 委員の紹介  4 委員長、副委員長の選出 互選により阿部委員を委員長に選任 「港区三光学童クラブ運営事業候補者選考委員会設置要綱」に基づき、 高輪地区総合支所長を副委員長に選任

	<p>5 議題の審議</p> <p>【議題1 公募要項（案）について】</p>
事務局	<p>公募要項（案）について説明</p>
委員長	<p>公募要項の審議に入る前に、当選考委員会は、他の選考委員会（港区桂坂学童クラブ等運営事業候補者選考委員会・港区放課GO→クラブしろかねのおか運営事業候補者選考委員会）と並行して委員会を開会しております。まずは他の委員会において指摘された事項で、当委員会にももの共通する点をまず確認しましょう。</p>
事務局	<p>公募要項の別紙1から6の様式集の修正、運営提案書の文言を、A4縦1枚11ポイントで作成し、「両面印刷」の文言を削ることについてご指摘がありました。</p>
委員A	<p>三光学童クラブの対象児童は区内在住または区内小学校在籍者ですが、学童クラブからの一定の距離という条件はないですか。</p>
事務局	<p>実際に三光学童クラブに通える方が申し込まれます。実質的には、近辺の小学校在籍者や、近隣在住者が申し込まれます。</p>
委員A	<p>帰宅時の安全が気になります。季節によっては暗いですよ。</p>
委員B	<p>学童クラブでは保護者によるお迎えは義務ですか。高学年も同様ですか。</p>
委員A	<p>午後6時までは子供1人でも帰ります。午後7時までの学童は、基本保護者のお迎えが必要です。</p>
事務局	<p>公募要項11応募の手続き（1）提出書類に、「港区桂坂学童クラブ等運営事業者」の文言がありますが、これは間違いでしょうか。</p>
委員A	<p>申し訳ございません。誤植です。</p>
委員B	<p>ここは廃校を使っていますが、港区としては珍しいケースですか。</p>
委員A	<p>最近廃校が殆どないので、港区の中でも珍しい存在です。</p>
事務局	<p>白金の丘学園開校前にあった旧朝日児童館を利用していた児童は、開設後の放課GO→クラブしろかねのおかを利用することを想定していました。しかし、人口増加に追い付かず、旧三光小学校内に港区学童クラブを設置することになりました。旧三光小学校の校舎は、今後老朽化した学校の建替のときの代替施設にする予定です。港区三光学童クラブの代替施設としては、近隣にある旧神心小学校内に整備する港区学童クラブを予定しています。</p>
委員A	<p>旧三光小学校全体を学童クラブ施設として使えますか。</p>
事務局	<p>旧三光小学校は教育委員会の施設であり、全てを使えるわけではありません。施設内には港区教育センターもあり、体育館は地域への開放をしております。多目的ホールと一部の部屋は学童クラブの施設になります。</p>
委員C	<p>校庭はなく、室内で過ごすという形ですか。</p>
事務局	<p>現在校庭には三光保育室があります。保育室の建物には屋上がついており、保育室と調整しながら屋上を使用しています。</p>
委員A	<p>保育室の屋上では、活発な活動ができますか。</p>
事務局	<p>屋上が人工芝のため、可能です。また、保育室用に1階にプールを用意しており、学童クラブも調整して使っています。</p>
委員長	<p>それでは、他にご意見がなければ、港区三光学童クラブ運営事業候補者公募要項を決定いたしますが、よろしいでしょうか。</p>

委員一同 委員長	(承諾) それでは一部修正のうえ、決定いたします。
事務局	【議題2 第一次審査・第二次審査（審査方法、選考基準）について】 審査方法と審査基準について説明
委員長	第一次審査・第二次審査の審議に入る前に、議題1と同様に、まずは他の委員会において指摘された事項で、当委員会にも共通する点をまず確認しましょう。
事務局	先ほど実施された他の選考委員会で指摘されたことは4点ございます。 1点目、次点を設けること。2点目、申込みが1社でも、基準に沿って審査し、6割の点数を一つの基準とし、事業候補者として相応しいか判断していただくこと。3点目、審査表の他地区の学童クラブ選考との整合を図り、文言や加点配分を修正すること。4点目、委員採点の範囲については、事務局採点の範囲を広げ、特別絞った形をとること、以上です。
委員長	以上についてはよろしいでしょうか。 それでは、ご意見をお願いいたします。
委員B	同時期に複数施設を募集するので、同一事業者が複数応募してくる可能性があります。同一事業者の提出資料だと、他の施設とこちらの施設で同じ記載が見られることもあります。同一内容を基に審査すると同じ点数になるのが一般的でしょう。しかし、施設ごとに課題などが異なるため、同一内容でも、A施設には当てはまりB施設には当てはまらないという場合もある。我々は、施設ごとに内容を精査して採点結果を出すため、同じ資料、同じ項目でも、施設ごと点数にばらつきが出ることもあります。しかし、公表したときに、施設ごとに差が出た理由を説明できるようにする必要があります。その点は事務局で一定の配慮をしてください。
委員長	極端に言えば、一つの業者が三つに応募してくるということはありません。しかも、全く同じ資料ということもあります。その時に、我々委員もそれぞれの施設の事情をしっかりと確認して点数の理由を示す必要があります。
委員一同	その他ご意見はございませんでしょうか。それでは第1次・第2次審査基準を一部修正の上決定いたしますが、よろしいでしょうか。
事務局	(承諾)  6 今後のスケジュールについて 今後のスケジュールについての説明  7 閉会